

# 全国中小企業強靱化支援協議会会則

令和2年1月17日

(名称)

第1条 本会の名称は、全国中小企業強靱化支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、近年、中小企業・小規模事業者（以下「事業者」という。）を取り巻く事業環境が急速に変化し、また大規模災害が頻発する中で、事業者がそれらに対応するために事業活動を継続する能力の強化（以下「強靱化」という。）に取り組むことが求められていることから、全国規模で事業者を支援することを旨とする政府関係機関4者が相互に密接に連携することにより、政府の指導・助言を得つつ、また趣旨に賛同する他の事業者支援機関の参加を得つつ、事業者の強靱化の取組みを広範にかつ強力に支援することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 事業者の強靱化に係る情報提供・施策普及
- 二 事業者の事業継続力強化計画及び複数の事業者による連携事業継続力強化計画の策定の促進
- 三 事業者の強靱化に係る支援人材育成の促進
- 四 事業者の強靱化に係るセミナー、研修会等の開催
- 五 会員及び協力会員間の交流及び連携の促進
- 六 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する会員及び協力会員をもって構成する。

2 会員は、次の各号に掲げる機関とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 三 一般社団法人中小企業診断協会
- 四 株式会社日本政策金融公庫

3 協力会員は、協議会の趣旨に賛同し、事業者の強靱化への取組みを積極的に支援する機関とする。ただし、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する

機関は認めない。

(事務局)

第5条 協議会の運営に関する事務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う。

(協力会員の入退会)

第6条 協力会員として協議会に入会しようとする機関は、入会申込書を事務局あてに提出するものとし、事務局は、当該申込書を審査の上、全会員の承認を経て、入会の可否を決定し、当該機関に通知するものとする。

2 協力会員の入会に当たっては、当該機関が中小企業に対し積極的に中小企業の強靱化に向けた支援を実施することを約する書面を添付するものとする。

3 協力会員が退会しようとするときは、その旨を事務局に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(情報の保護)

第8条 協議会の活動を通じて知り得た営業秘密・個人情報等は本会の活動と無関係な目的外利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、事務局が別に、全会員の承認を経て定める。

附 則

本会則は、令和2年1月17日から施行する。